漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、ぶりに関する令和８管理年度（令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第４項の規定により公表する。

令和８年３月 30 日

東京都知事　小　池　百合子

第１　ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
東京都ぶり漁業	試行水準(29 トン)